

国 総 建 第 7 9 号
平成14年3月29日

各地方整備局建政部長等 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

建設業者の会社分割は、企業が組織の再編を行うことを容易にし、企業内での営業分野の分離集約による経営基盤の強化、経営の効率化等を通じて、建設業者の企業体質の強化に資するものであり、昨今の建設業を取り巻く厳しい経営環境をかんがみれば、このような企業の体質強化へ向けた動きについては、積極的に支援していく必要がある。

今般、建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いについて、別紙のとおり細目及び留意事項を取りまとめ、その円滑化等を図ることとしたので、今後は関係法令等に加え、これによらねたい。

なお、建設業者の合併及び建設業の譲渡については、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成7月12月4日付け建設省経建発第297号）及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」（平成10月12月24日付け建設省経建発第350号）により、許可関係事務及び経営事項審査事務の円滑化等に取組んできたところであるが、今後もこれらの事務をより一層迅速に処理されるよう取り計らわれたい。